

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性
<p>(1) 都市福利施設整備の現状と必要性</p> <p>美術館、柿衛文庫、工芸センター、演劇ホール、音楽ホール、コミュニティFM局、文化会館(いたみホール)等、個性と魅力ある都市福利施設の整備が進められてきたが、現時点では、単独で機能している場合が多く、広域からの集客があるにもかかわらず、その波及効果が他の公共施設や中心市街地全体に及んでいない状況である。</p> <p>また、地域内においても市民の“たまり”となる交流の場が少なく、施設相互の利用や利用者の交流の場が求められている。</p> <p>そこで、「ことば文化都市伊丹特区」の推進のもと、文化施設の連携を図ることにより、文化の香り高いまちづくりを進めるとともに、新たな文化交流拠点を整備することにより、中心市街地内を人々が回遊し、にぎわいへとつなげていくことが必要である。</p> <p>(2) フォローアップの考え方</p> <p>当該施設整備事業について、毎年度末に事業スケジュールに合わせて、進捗状況を調査し、進捗状況が芳しくない場合には、庁内プロジェクトチームで協議を行い、事業促進のための措置を講じる予定である。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新図書館整備事業</p> <hr/> <p>【内容】 新図書館の整備</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度 ~ 平成 23 年度</p>	伊丹市	ことば文化都市伊丹の拠点として、現在暫定利用している宮ノ前の花摘み園の土地に、人口 20 万都市にふさわしい新図書館本館を建設し、都市機能を集積することにより、中心市街地内の居住環境の質を高め、「暮らしやすく集い学べる郷町(まち)なか」「歩いて楽しい郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。	<p>【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <hr/> <p>【実施時期】 平成 22 年度 ~ 平成 23 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流センター（仮称）整備事業 <hr/> 【内容】 交流センターの整備 <hr/> 【実施時期】 平成 20 年度～ 平成 23 年度	伊丹市	宮ノ前にある花摘み園用地に整備予定の図書館本館の他に、乳幼児の親子連れ、子どもから高齢者などあらゆる世代が談話やイベントなど楽しむことのできる交流ゾーンや、伊丹郷町の歴史が分かる歴史文化ゾーンがある施設を整備し、人のふれあい、交流を促進することにより、「暮らしやすく集い学べる郷町（まち）なか」「歩いて楽しい郷町（まち）なか」の目標達成に必要な事業である。	【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) <hr/> 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 23 年度	



【新図書館整備事業、交流センター（仮称）整備事業イメージ】

- (2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし
- (4) 国の支援がないその他の事業
該当なし